

大分大学福祉健康科学部利益相反審査委員会内規

平成28年4月13日制定

平成28年福祉健康科学部内規第2号

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学福祉健康科学部研究倫理マネジメント委員会細則（平成28年福祉健康科学部細則第1号）第17条第3項の規定により、大分大学福祉健康科学部利益相反審査委員会（以下「利益相反委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この内規における用語の意義は、別段の定めがある場合を除き、国立大学法人大分大学利益相反マネジメント規程（平成21年規程第57号）第2条に規定するところによる。

- 2 この内規において「研究」とは、人を対象とするもの（個人を特定できる人由来の材料及び個人を特定できるデータに関する研究を含む。）をいい、大分大学福祉健康科学部倫理委員会又は大分大学医学部の倫理に係る委員会に諮る研究をいう。
- 3 この内規において「産学官連携活動」とは、研究を伴う企業等との共同研究、研究に基づき創出された自らが関わる知的財産権の企業への譲渡及び実施許諾等を行うことをいう。

(対象者)

第3条 この内規に基づく審査の対象者は、大分大学福祉健康科学部及び大分大学大学院福祉健康科学研究科（以下「本学部等」という。）において研究に係わる職員等（以下「職員等」という。）とする。

(審査対象)

第4条 利益相反に関する審査の対象は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 職員等が研究に係わる産学官連携活動を行う場合であって、次のいずれかに該当する場合
 - ア 企業等から一定額以上の金銭の供与を受けるとき
 - イ 企業等から一定額以上の物品等の供与を受け、又は購入するとき
 - ウ 企業等から一定比率以上の持分の株式、出資金、新株予約権、受益権等を取得するとき
 - (2) その他利益相反委員会が対象と認めるとき
- 2 前項第1号アからウに規定する一定額及び一定比率については、別に定める。

(審議事項)

第5条 利益相反委員会は、大分大学福祉健康科学部研究倫理マネジメント委員会（以下「マネジメント委員会」という。）からの依頼に基づき、次の各号に掲げる事項について審議し、その結果をマネジメント委員会に報告する。

- (1) 利益相反に関する審査のための調査及び相談に関する事項
- (2) 利益相反に関する審査における個別案件の審議及び勧告に関する事項
- (3) 利益相反に関する審査における妥当性の基準となるガイドラインの作成に関する事項
- (4) その他利益相反に関する審査に関し必要な事項

(構成)

第6条 利益相反委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 福祉健康科学部教員 7人
- (2) 産学連携活動及び利益相反の管理に精通している者 1人
- (3) その他利益相反委員会又は学部長が必要と認める者

2 前項各号の委員は、学部長が指名する。

(任期)

第7条 前条第1項各号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 利益相反委員会に委員長を置き、教授会の議に基づき学部長が指名する。

2 委員長は、利益相反委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故がある場合は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(委員会の開催)

第9条 利益相反委員会は、原則として2か月に1回開催するほか、必要に応じて開催する。

(会議)

第10条 利益相反委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を聞くことができない。

2 利益相反委員会の議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(会議の特例)

第11条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席者」とあるのは当該議事に参加した者とする。

3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(調査)

第12条 第5条第1号に規定する調査及び相談は、次の各号に掲げる方法により実施する。

- (1) 申告書の提出
- (2) ヒアリング
- (3) カウンセリング
- (4) 追跡調査
- (5) その他利益相反マネジメントのための調査について必要と認める方法

2 前項各号による調査の実施手続については、別に定める。

(審査等の手続)

第13条 利益相反に関する審査を希望する職員等は、申請書（所定様式）により、学部長に申請するものとする。

2 学部長は、マネジメント委員会へ諮詢し、マネジメント委員会からの報告を踏まえ、当該審査の判定について審査終了後速やかに、審査結果通知書（所定様式）により申請者に通知しなければならない。

3 利益相反委員会は、前条の規定により実施した調査及び相談に基づき、職員等の利益相反に關し本学部等として許容できるか否かについて審議し、その審議結果をマネジメント委員会に報告する。

- 4 利益相反委員会は、第5条第2号に規定する勧告（以下「勧告」という。）が行われた場合は、当該職員等の遵守状況を追跡調査する。
- 5 当該職員等は、勧告の内容に不服がある場合は、勧告を受けた日から起算して14日以内に書面をもって利益相反委員会に申立てを行うことにより、再度審議を求めることができる。この場合において、利益相反委員会は再度審議を行い、その審議の結果及び勧告の内容について、マネジメント委員会に報告する。
- 6 前項により勧告が行われた場合において、利益相反委員会はその遵守状況を追跡調査する。

（守秘義務）

第14条 利益相反委員会の委員は、その任期中及び任期満了後において、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 第10条第3項の規定により利益相反委員会に出席を求められた者及び利益相反委員会の事務に携わる者については、前項の規定を準用する。

（事務）

第15条 利益相反委員会に関する事務は、福祉健康科学部事務部総務係において処理する。

（雑則）

第16条 この内規に定めるもののほか、利益相反に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成28年4月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成30年福祉健康科学部内規第1号）

この内規は、平成30年4月11日から施行する。

附 則（令和2年福祉健康科学部内規第1号）

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年福祉健康科学部内規第3号）

この内規は、令和2年6月10日から施行する。